

令和5年2月3日
四国山地砂防事務所

令和5-6年度 災害等応急対策業務に関する 基本協定の締結希望者を募集！

四国山地砂防事務所では、令和5-6年度の「災害発生時における災害等応急対策業務に関する基本協定」の締結希望者を募集します。

本協定の締結により、災害時の被害状況把握や被災地の復旧を一層迅速に進めることができます。

協定の締結を希望される事業者は、別紙「公告」に沿って申請をお願いします。

1. 対象部門

- ①測量・設計部門…………… 10社程度
- ②大規模土砂災害対策検討部門…………… 5社程度
- ③地質調査部門…………… 10社程度
- ④航空測量部門…………… 5社程度

2. 協定対象区域

四国山地砂防事務所事業実施区域

※上記以外の区域についても必要に応じて要請する場合があります。

3. 協定期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

4. 説明書交付および申請書提出期間

令和5年2月3日（金）～令和5年2月20日（月）

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取り組みに関連します。

【問い合わせ先】（○主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所

副所長（技術） 青木 朋也（内線204）

○調査課長 福井 慧（内線351）

電話：0883-72-0034（調査課）

公 告

災害発生時における災害等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和5年2月3日

国土交通省 四国地方整備局
四国山地砂防事務所長 松下 一樹

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

災害発生時における災害等応急対策業務に関する基本協定(以下「本協定」という。)は、四国山地砂防事務所(以下「当事務所」という。)の事業区域もしくはその他の地域において発生した災害等の応急対策に関し、緊急時の点検・調査・測量・設計が必要になった場合、迅速に実施し、もって、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「業務分野(測量・設計部門、大規模土砂災害対策検討部門、地質調査部門及び航空測量部門)」とし、公募する協定対象企業数及びその協定対象区域は、下記のとおり予定している。

ただし、当事務所が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第29条の規定に基づき事業実施区域外の事務を行う場合には、その事務を行う区域も協定対象区域とする。

また、上記区域以外(四国地方整備局管内及び他の地方整備局等管内)においても、当事務所が特に必要があると認めた場合は、本協定に基づく対応を要請する場合がある。

対象部門	対象企業数	協定対象区域
測量・設計	10社程度	別紙-1 のとおり
大規模土砂災害対策検討	5社程度	
地質調査	10社程度	
航空測量	5社程度	

(3) 業務内容

想定される主な業務内容は下記であるが、下記以外の内容を含め、詳細については当事務所と協定を締結した企業(以下「協定企業」という。)間の協議による。

対象部門	主な業務内容
測量・設計	・現地踏査、現地測量、写真撮影、施設点検等 ・図面及び災害申請資料等の資料作成 ・災害復旧の設計検討
大規模土砂災害対策検討	
地質調査	・地質調査、斜面解析、地すべり判定 ・現地監視・観測
航空測量	・有人機又は無人機による航空写真撮影、各種調査 ・航空レーザ測量、地形判読、差分解析等 ・人工衛星による撮影、画像収集、画像加工・解析

(4) 協定期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

なお、2. (2) で示す一般競争（指名競争）参加資格の認定を申請中の者で、令和5年4月2日以降に認定を受ける場合、協定開始時期は当事務所と協議の上決定する。

(5) 協定を締結する企業の特定

1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、基本協定申請書（様式－1）を提出するものとする。

提出は対応可能な部門とし、複数部門への提出も可とする。

2) 基本協定申請書に添付する資料は、下記のとおりとする。

①業務拠点（様式－2）

※「測量・設計部門」「地質調査部門」「航空測量部門」のみ

②有資格技術者一覧（様式－3）

③対象部門の業務実績（様式－4）

※「測量・設計部門」「地質調査部門」「航空測量部門」のみ

④同種業務の実績（様式－5）

※「大規模土砂災害対策検討部門」のみ

⑤災害を想定した簡易な業務計画（様式－6）

⑥その他、資格証、契約書、一般競争参加資格の認定書等の写し

3) 提出された基本協定申請書を基に総合的な評価によって各部門の協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(6) 本協定締結後の業務等の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあって、当事務所が業務の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる部門の協定企業に対して、必要となる業務の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定部門の協定企業に業務を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業の了解を得て、必要となる業務の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として業務の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5-6年度の希望の部門に関する一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
なお、申請中の場合において、協定締結時点で認定を受けていない場合は、本協定の申請を無効とする場合がある。
各部門の参加資格については、以下のとおりとする。

対象部門	一般競争（指名競争）参加資格
測量・設計	土木関係建設コンサルタント業務
大規模土砂災害対策検討	
地質調査	地質調査業務
航空測量	測量

- (3) 基本協定申請書の提出期間中において、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 「測量・設計部門」「地質調査部門」「航空測量部門」については、四国地方整備局管内において平成24年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）について、当該部門の業務実績を有すること。

なお、業務の実績は、国、特殊法人等、都道府県、市町村、特別地方公共団体が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする。

- (7) 「大規模土砂災害対策検討部門」については、平成24年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、下記同種業務の実績を有すること。

なお、業務の実績は、国、特殊法人等、都道府県、市町村、特別地方公共団体が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする。

同種業務：地震又は豪雨等により、広範囲にわたる斜面崩壊等又は大規模な斜面崩壊等が発生した災害に対しての測量・設計業務もしくは大規模土砂災害発生時における危機管理対応力検討に関する業務

- (8) 「測量・設計部門」「地質調査部門」「航空測量部門」については、四国地方整備局管内に営業拠点を有する者であること。

なお、営業拠点とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載されている契約可能な拠点をいう。

- (9) 基本協定申請書の提出日において、基本協定申請書提出者（企業）との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する技術者で、以下のいずれかの資格を有する者（以下「配置可能技術者」という）を配置できること。

1) 「測量・設計部門」

- ・測量業務技術者：1名以上
 - [1] 測量士
 - ・土木関係建設コンサルタント業務技術者：1名以上
 - [1] 技術士（総合技術監理部門 建設関連科目）
 - [2] 技術士（建設部門）
 - [3] RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）

当部門については、測量業務技術者及び土木関係建設コンサルタント業務技術者の両方の資格を有する配置可能技術者を配置すること（同一技術者でも可）。

2) 「大規模土砂災害対策検討部門」

- ・土木関係建設コンサルタント業務技術者：1名以上
 - [1] 技術士（総合技術監理部門 建設関連科目）
 - [2] 技術士（建設部門）

[3] RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋部門)

3) 「地質調査部門」

- ・地質調査業務技術者：1名以上

[1] 技術士（総合技術監理部門 建設関連科目又は応用理学関連科目）

[2] 技術士（建設部門又は応用理学部門）

[3] RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋部門又は地質部門)

4) 「航空測量部門」

- ・測量業務技術者：1名以上

[1] 測量士

(10) 「測量・設計部門」「地質調査部門」「航空測量部門」については、当事務所の事業実施区域において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ配置可能技術者が概ね下記の通り到着できる体制を確保できること。

対象部門	当事務所までの到着時間
測量・設計	2時間程度
地質調査	2時間程度
航空測量	4時間程度

(11) 災害を想定した簡易な業務計画が適切であること。

3. 申請に関する手続等

(1) 担当部局

〒779-4806 徳島県三好市井川町西井川68-1

国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所 調査課

電話：0883-72-0034

メールアドレス：skr-saboua60@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和5年2月3日（金）から令和5年2月20日（月）まで

②交付方法：四国山地砂防事務所WEBサイト(<http://www.skr.mlit.go.jp/sabo/>)
より交付

なお、説明書ダウンロード後、(1)への電話にてその旨を連絡すること

(3) 基本協定申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和5年2月3日（金）から令和5年2月20日（月）まで

②提出場所：四国地方整備局 四国山地砂防事務所 調査課内

③提出方法：メールによる PDF データの提出とする。

④提出先：(1) に同じ

【基本協定申請書メール提出方法】

メ　ー　ル　件　名：【基本協定申請書提出：〇〇会社】災害発生時における災害等応急対策業務に関する基本協定

※「〇〇会社」については、会社名を記載

メール本文記載事項：会社名、部署、担当者氏名、電話番号、メールアドレス

4. その他

基本協定申請書の作成要領、協定を締結する企業の決定方法等については、技術資料等説明書による

別紙一 1 協定対象区域

